

令和元年度第5回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和元年8月9日(金) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男		
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村 辰寿
委員	2番	西田	悦子	3番	山寄 幸臣
	4番	田中	豊秋	5番	綾木 晴子
	6番	丸山	武	7番	河村 久雄
	8番	田中	正則	9番	木原さち子
	11番	宮本	彰太郎		

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	谷本	昭
	永江	守弘	山本	知司
	上月	清	前田	智
	保田	公範	松田	純一
	藤田	克昭		

4. 欠席委員 1番 山根 祐一 10番 谷尾 友枝 竹内 俊雄

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|---------------------------------------|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 9番 木原さち子 | 11番 宮本彰太郎 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 非農地証明について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第7 | 議案第5号 | 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について | |
| 第8 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席は農業委員 2 名。農地利用最適化推進委員 1 名。</p> <p>出席者数、農業委員 12 名です。定足数に達していますので令和元年度第 5 回八頭町農業委員会を始めます。</p> <p>農業委員会憲章唱和</p>
委員一同	(あいさつ・報告)
議長 (会長)	<p>日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、9 番 木原さち子委員、11 番 宮本彰太郎委員にお願いします</p> <p>次に日程第 2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思えます。</p>
委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	<p>報告を 2 件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は 6 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は 11 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p>
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号 3-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 3-1 について説明します。</p> <p>土地の所在地 鍛冶屋地内 1 筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面</p>

積 299 m²の内 17.88 m²

墓地を目的とした転用です。

場所ですが、議案書の2ページから4ページに図面を付けています。土地利用計画図は5、6ページに付けています。

理由につきましては、現在の墓地は山裾にあり道も険しく土砂災害の危険もあり、今後管理が困難となるため自宅近くに移設したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地、第2種農地に該当し、許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳のコピーにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。行政庁の許認可についてですが、墓地等経営に関する事前指導は協議終了しており問題ないと考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側、北側は農道、西側は宅地、南側は畑になっています。隣接耕作者の同意は得られています。申請地には盛土を行い、擁壁を設け、土羽打ちをします。雨水は自然流下で、既設の道路側溝へ放流します。汚水排水は発生しません。周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、2番 西田委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西田委員 8月7日に申請人へ電話で聞取りを行い、現地確認をしました。事務局の説明の通りですが、現在の墓地は山にあり、獣被害も多く管理が困難なので自宅近くに移設したいとのことです。周囲にも影響はなく問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、日程第4 議案第2号 非農地証明について審議を行います。受付番号4-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第2号 非農地証明について説明します。 これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号4-1について説明します。 土地の所在地 日田地内1筆 登記地目 畑 現況地目 原野 面積 127 m ² です。 場所につきましては、議案書の8ページから10ページに図面を付けています。理由につきましては、昭和60年月日不詳より耕作はしておらず、現在は原野となっています。この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されており農地としての利用が困難となっています。 現地確認を小林委員、保田推進委員、竹内推進委員にお願いしました。
議長（会長）	この件につきましては、13番小林委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
小林委員	8月4日に保田推進員、竹内推進員、事務局と私の4人で現地確認を行いました。私の自宅は申請地の近くですが、ここに農地があるという認識はありませんでした。それほど竹が密集している場所です。ここが畑であったと確認することはできません。農地への復元は困難です。非農地で問題ないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、受付番号4-1について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、受付番号 4-1 について申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和元年 7 月 26 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>議案書の 11 ページをご覧ください。</p> <p>今月は通常の利用権設定が新規 2 件です。面積は田 3,340 m²です。</p> <p>中間管理事業分は新規 5 件、更新 8 件、合計 13 件です。面積は田 38,227 m²です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。</p>
議長 (会長)	<p>通常の利用権設定分 受付番号 50-1 から 51-2、中間管理事業分 受付番号 39-1 から 51-13 について審議を行います。</p> <p>事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで利用権設定分 受付番号 50-1 から 51-2、中間管理事業分 受付番号 39-1 から 51-13 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>

事務局

議案第4号 農用地利用配分計画案について説明します。
八頭町長より令和元年7月26日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。
整理番号50-1から63-14について説明します。
先ほどの議案第3号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地38,227㎡を借受け希望のありました地域の担い手1名へ2,211㎡、1農事組合法人へ36,016㎡配分するものです。また、整理番号63-14については、今まで耕作されていた担い手から、担い手が就職された、法人へ変更するものです。

議長（会長）

整理番号50-1から63-14につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、整理番号50-1から63-14について申請どおり決定します。
以上で日程第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。
続きまして、日程第7 議案第5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 耕作放棄地の農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。
委員の皆様に行っていただきました農用地利用状況調査、通称農地パトロールの結果を基に、山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地をあげています。
これらの農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、農業委員会の判断を求めるものです。
議案書20ページをご覧ください。
今回は先月議案として提出させていただいた中私都分の追加分です。締切り後、同意書が提出された2筆2,433㎡です。
今回の審議の結果、農地に該当しないと判断された場合には、その所有者に対して非農地通知を送付し、町税務課に対し「地方税法第381条第7項の規定により法務局に対する登記地目の変更の届け出を行う

旨」要請することとしています。その後農地台帳から削除する予定です。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

上月推進委員 この件に関しましては次から次に議案として提出されるのでしょうか。

事務局 昨年から旧郡家町地域の非農地を順に行い、現在は安部地区の対象者に同意書を配布し返送をお願いしているところです。来年は船岡地域と順番に行っていきます。

上月推進委員 同意書の期限はないのでしょうか。

事務局 当然、期限は切っておりますが、どうしても忘れていた等言われ期限後に提出される人がおられます。そういった方の分についても随時提出された段階で議案として提出していきます。

議長（会長） 農地に該当しないものは農地台帳から削除して、利用できる農地とそうでない農地と明確にしていかなければなりません。そのような取り組みが必要とされています。
その他質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

事務局 異議なしということで、一覧表の土地については、農地では無いという判断といたします。
以上で日程第7 議案第5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審議を終了いたします。

河村委員 元に戻って1つ質問をよろしいでしょうか。

議長（会長） はいどうぞ。

河村委員	議案第3号の鳥取県農業農村担い手育成機構への農地貸借の契約始期日と議案第4号の耕作者への配分の契約始期日に差があるのはどうしてでしょうか。
事務局	地権者が鳥取県農業農村担い手育成機構へ貸付け後、鳥取県農業農村担い手育成機構が配分計画により耕作者へ貸出しますが、その配分計画の縦覧期間があります。その期間を経て県が公告を行います。耕作者への貸付の契約始期日は、公告後の日付でなければなりませんので、始期日に差が生じます。
河村委員	どうにかならないのでしょうか。また、栽培期間中に申請が出るのはおかしいのではないですか。
事務局	現段階では、地権者が担い手育成機構へ貸付ける日付をずらすしかありません。今月申請が提出されるのは、申請手続きが単純に遅れてしまったものと、河川改修により買収され面積が変更になったものを手続きしているためです。
議長（会長）	続きまして、日程第8 その他について事務局よりお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●人・農地プラン作成について ●農地利用最適化交付金算定方法変更について ●アンケート調査について ●視察研修について ●7月委員会で審議した5条申請については、7月16日付けで承認されました。 ●次回農業委員会は9月12日（木）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。 <p>以上です。</p>
議長（会長）	以上で第5回農業委員会を終了します。 終了（15時20分）